

クリーンセンターからのお知らせ

回覧

【指定ごみ袋導入後について】

住民の皆様には多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。

皆様のご協力のもと、指定ごみ袋制度については着実に浸透しております。

導入した中で浮かび上がったこととして、平成24年度から始まった容器包装プラスチックの分別が浸透しきれていないことがわかりました。

今回の指定ごみ袋のうち、緑色の文字で書かれた「容器包装プラスチック」の袋に入れるプラスチック製品は、「プラ」マークのついた製品となりますので、改めてご協力をお願いします。

なお、容器包装プラスチックの一例を下記のとおり示しますのでご参考にしてください。

【ごみ出前講座のご案内】

ごみ出前講座は、指定ごみ袋のことに限らず、ごみの分別や地域の課題等について、職員が地域に伺い説明や意見交換を行う講座です。

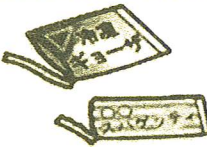

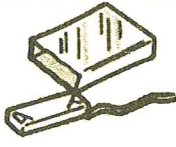

ごみ出前講座は、一定人数（概ね10人以上）の方が事前に申し込みいただければ、日付（土日祝日・夜間も可）、場所（自治会館等）、内容を相談して開催を決定します。

ごみ出前講座を利用したい方や興味のある方は、地域の自治会長、マンション管理組合、減量等推進員の方などにご相談ののち、クリーンセンターまでお気軽にご連絡ください。

【容器包装プラスチック及びその他プラスチックの分別について】



プラマークが記載されていて「容器包装プラスチック」で排出されるごみ（一例）

 <p>食品の袋</p>	 <p>シャンプー・洗剤 などのボトル</p>	 <p>タバコ・ティッシュ などの外装フィルム</p>
 <p>ペットボトル のラベル等</p>	 <p>たまごのパック</p>	 <p>プリン・カップ麺や コンビニ弁当などの容器</p>

※「容器包装プラスチック」で排出できないその他プラスチックは
・ハンガー ・子供のおもちゃ ・バケツ ・くし ・コップ ・おわん
・おはし ・植木鉢 ・プランターなどがあります。
(すべてプラスチック製です。)

※ごみに関してのお問い合わせ
クリーンセンター 電話：04-7157-7411